案 現 改 正 行 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上 件

> 昭和五十年十二月二十日 建設省告示第千万百九十七号

支障のない構造とするための基準を定める件

昭和五十年十二月二十日 建設省告示第千五百九十七号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の五第 二項第三号及び第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の 配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするため の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の二第 二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及 び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準を次 のように定め、昭和五十一年一月一日から施行する。

- 第一 建築基準法施行令第百二十九条の二の五第二項第三号に掲げる基準に適合す る飲料水の配管設備の構造方法は次のいずれかに該当するものとする。
 - 一 配管設備の材質が不浸透質の耐水材料で水が汚染されるおそれのないものと したもの
 - 配管設備の外側に面する部分の材質を前号に掲げる材質とし、配管設備の内 部に活性炭等のろ材その他これらに類するものを設けた装置で、次に掲げる基 準に適合するもの
 - イ 清掃、点検が容易に行える点検口その他これに類するものを設けること。
 - ロ 逆止弁その他の逆流を防止する装置が設けられていること。
 - 八 活性炭等のろ材その他これらに類するものが飲料水に流出しないこと。

- **第二 飲料水の配管設備の構造は、第一によるほか、次に定めるところによらなけ|第二 飲料水の配管設備の構造は、第一によるほか、次に定めるところによらなけ** ればならない。
 - 一 給水管
 - イーウオーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチヤンバ ーを設ける等有効なウオーターハンマー防止のための措置を講ずること。
 - ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接し た部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること
 - 二 給水タンク及び貯水タンク
 - イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定め るところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。) の天井、底又は周壁の保守点検を容易にかつ安全に行うことができるよう に設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこ

- 第一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ
 - 。)である管及び排水のための配管設備である管の構造は、次に定めるところに よらなければならない。
 - 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリ ーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 二 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合におい ては、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講 ずること。
 - 三 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる 等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
- ればならない。
- 一 給水管
 - イーウオーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチヤンバ ーを設ける等有効なウオーターハンマー防止のための措置を講ずること。
 - ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接し た部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること
- 二 給水タンク及び貯水タンク
 - イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定め るところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。) の天井、底又は周壁の保守点検を容易にかつ安全に行うことができるよう に設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこ

یے

- (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、<u>次の構造としたマンホール</u>を設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
 - (v) 圧力タンクに設けるものを除き、ほこりその他衛生上有害なものが入 らないように有効に立ち上げること。
 - ② 直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものとする こと。ただし、点検口から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことが できる小規模な給水タンク等にあってはこの限りでない。
- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- (6) <u>圧力タンクを除き、</u>ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
- (7) 最下階の床下等給水タンク等の周囲への浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンクを設置する場合にあっては、浸水等を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。
- (8) 圧力タンクを除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通 気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル 未満の給水タンク等ついては、この限りでない。
- (9) <u>便所、厨房等の直下に給水タンク等を設ける場合又は</u>給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように<u>給水タンク等の上部に受皿を設ける等</u>衛生上必要な措置を講ずること。

یے

- (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、<u>ほこりその</u>他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げたマンホール(直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

- (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる 構造とすること。
- (6) ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

- (7) ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効 に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等につ いては、この限りでない。
- (8) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

- ロ イの場所以外に設ける場合においては、次に定めるところによること。
- (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ 取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバー フロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害 な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が五メートル未満である 場合においては、イの(1)及び(3)から(9)までに定めるところによること。
- (2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(9)までに定めるところによ ること。
- 第三 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない | 第三 排水のための配管設備の構造は、第一によるほか、次に定めるところによら

一 排水管

- イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。
- (1) 水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和器その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管
- 八 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管 に連結しないこと。
- 二 排水槽 (排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下同じ。)
 - イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。
 - ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直 径六十センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設 けること。ただし、点検口等から内部の保守点検を容易かつ安全に行うこと ができる小規模な排水槽にあってはこの限りでない。

- ロ イの場所以外に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ 取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバー フロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害 な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が五メートル未満である 場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。
 - (2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによ ること。
- なければならない。

一 排水管

- イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。
- (1) 冷蔵庫、食器洗器、水飲器、洗たく器その他これらに類する機器の排水
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和器その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管
- 八 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管 に連結しないこと。

二 排水タンク

- イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。
- ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直 径六十センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設 けること。

- ハ 排水<u>槽</u>の底には吸い込みピツトを設ける<u>等保守点検がしやすい構造とする</u> こと。
- 二 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。
- ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開 放すること。

三 排水トラツプ

- イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連 結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラツプを設けること。
- ロ 二重トラツプとならないように設けること。
- ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造と すること。
- 二 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし 、阻集器を兼ねる排水トラツプについては、この限りでない。
- ホ 封水深は、五センチメートル以上十センチメートル以下(阻集器を兼ねる 排水トラップについては五センチメートル以上)とすること。
- へ 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく 妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合にお いては、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- 八容易に掃除ができる構造とすること。

- ハ 排水タンクの底には吸い込みピツトを設けること。
- 二 排水<u>タンク</u>の底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の 一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とす ること。
- ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開 放すること。

三 排水トラツプ

- イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連 結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラツプを設けること。
- ロ 二重トラツプとならないように設けること。
- ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造と すること。
- 二 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし 、阻集器を兼ねる排水トラツプについては、この限りでない。
- ホ 封水深は、五センチメートル以上十センチメートル以下(阻集器を兼ねる 排水トラップについては五センチメートル以上)とすること。
- へ 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく 妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合にお いては、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 ディスポーザー

ディスポーザーを用いて<u>厨</u>芥を破砕し排水と併せて放流する場合にあっては 、放流先が厨芥を放流しても支障のないことが明らかな場合を除き、排水中の 厨芥を有効に除去できる装置を設けること。

六 诵気管

- イ 排水トラツプの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排 水トラツプが破封しないように有効に設けること。
- ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
- ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。<u>ただし配管内の空気が屋内に逆流</u>することを防止する装置が設けられている場合にあってはこの限りでない。

七排水再利用配管設備

排水のための配管設備のうち、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に 排水する前に他の用途に用いる排水のための配管設備(以下この号において「 排水再利用配管設備」という。)にあっては、次に定める構造とすること。

- イ 他の配管設備と兼用しないこと。
- <u>ロ</u> 再利用水の排水管であることを表示した標識を設置するか又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。
- 八 洗面器、手洗器等、誤飲、誤用のおそれのある衛生器具を設置しないこと
- 0
- 二 水栓に排水再利用水であることを表示すること。
- ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずる設備を設けること。

第四 適用の特例

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第一(い)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、

五 通気管

- イ 排水トラツプの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラツプが破封しないように有効に設けること。
- 口汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
- 八 直接外気に衛生上有効に開放すること。

第四 適用の特例

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第一(い)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、

第一、第二(第一号口を除く。)並びに第三第三号イ及び第四号の規定は、適用 しない。ただし、二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以下であ る場合を除く。)に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 五立方メートルを超える給水タンク等については、第二第二号の規定の適用があ るものとする。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

第一、第二(第一号口を除く。)並びに第三第三号イ及び第四号の規定は、適用 しない。ただし、二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以下であ る場合を除く。)に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 五立方メートルを超える給水タンク等については、第二第二号の規定の適用があ るものとする。